

## 学校統合により指定校が変更となる場合の取扱要綱

施行 令和3年4月1日

### (適用条件)

第1条 この要綱は、学校統合により指定校が変更(学校の位置が変更となる場合を含む)となり、通学距離が長くなる場合において、就学予定者及び児童が近隣にある指定校以外の小学校への就学を希望し、次の各号すべてに該当するときに適用する。

なお、就学を希望する学校において、教室数等の施設状況及び在籍者数等を考量し、受け入れが可能であると教育委員会が判断した場合に限る。

(1)学校統合により、旧の指定校の通学距離と比較して、変更となる指定校までの通学距離が概ね1km以上長くなる場合又は変更となる指定校までの通学距離が概ね1.5km以上となる場合。

(2)就学を希望する学校への通学距離が概ね1km以内となる場合。

### (対象者)

第2条 対象者は次の各号に該当する者とする。

- (1)指定校が変更となる時の在校生
- (2)指定校が変更となる時から6年間の新入生
- (3)前2号の兄弟姉妹

### (申請)

第3条 指定校以外へ就学を希望する就学予定者及び児童の保護者は、教育委員会へ「就学指定校の変更申立書」を提出しなければならない。

### (申立書の受理・通知)

第4条 教育委員会は前条の申立書を受理したときはこれを審査し、その結果を速やかに、その保護者に対して通知しなければならない。

### (承認の取り消し)

第5条 教育委員会は、保護者が申立の手続きを偽り、また不正な行為によって前条の許可を受けたことが判明した場合は、当該承認を取り消す旨の通知をしなければならない。

2 前項の通知を受けた保護者は、就学予定者及び児童を速やかに本来の指定校へ就学させなければならない。

### 附則

1. この要綱は令和3年4月1日より施行する。